

## かざる

—花と連歌

鈴木 元

### 花を活ける秀吉

天正十五年の三月の初め、島津・大友の争乱を鎮めるべく、秀吉は九州へ向けて進発した。既に「家を遁れ入道せし身」であった細川幽斎は、長男の忠興、次男興元がこれに従い九州へ下る中、丹後田辺の城にとどまつていたものの、「いたづらに在国もそらおそろしき心地」とらわれ、急ぎ西国へ下ることとしたという。その道中の記として成ったのが、幽斎『九州道の記』である。

詳細は省くが、日本海側の船路を経て出雲国からは陸路もつかいながら歩を進め、六月には姪浜で帰陣途中の秀吉を迎えることになる。そもそもが、島津・大友の「わたくしの銚楯」に端を発したこと故、はなから戦闘を想定した出陣ではなかったようで、秀吉の陣には利休も同行しており、旅中には長閑な気配が漂っていた。幽斎の『道の記』には、都から遠く離れた地での雅遊の日々が記される。次に記すのも、そんなひとこまの景。所は箱崎であろうと思われる。

(六月) 廿七日。関白殿花瓶あまた取り出だされて、草花を活けられたる御座敷にて、俄に一折と催されて、発句つかうまつるべきよしあれば、

夏草に花の香ならず袂かな

涼しき夜半の狭衣の月

白露のすだれのひまを伝ひきて

由己

松

利休が同行していたことから推測されるように、少なくとも和平成った後の帰路の折々には、おそらく茶会のひとときもあつただろうが、この日は秀吉自ら花瓶を取り出し座敷に草花を活けたという。この頃には、花を立てるたしなみが、かような権力者にまで及んでいたのである。

史料としての信憑性については多少割り引く必要があるだろうが、『葉隠(聞書)』には鍋島直茂をめぐる挿話として、秀吉の御前で大名たちが花を活けさせられた折、この方面に不案内な直茂が両手で花を掬い茎を揃えて花瓶へ「そくと(ぼさつと)」入れたところ、花は悪いが「立てぶりは見事」との評を得たと記される(日本思想大系『三河物語葉隠』)。直茂の名誉譚として記録されているのだが、秀吉の側からすれば、花に対する眼を相応に肥やしていたことを示す話となる。秀吉自身の腕ということを別にすれば、天正十八年九月、秀吉による毛利亭御成の

機会には池坊（初代専好）が花を立てている（続群書類従所収『天正十八年毛利亭御成記』、大日本古文書『毛利家文書之三』）し、文禄三年九月にも前田利家宅で華麗なる座敷飾りの供応を受けており、権力者が眼を肥やす機会にはこと欠かなかつたようである。

話が逸れ過ぎたが、『九州道の記』に戻れば、ここで興味深いのは、秀吉が花を活けたその後で、すぐさま連歌になるという展開を示すこと。これに対して、幽齋が「夏草に」と発句で応じるのだが、これを、発句は当座の景や時の話題に添うように詠むものという、一般的な約束事として理解するだけでは、誤りではないものの、多分に不足ありといわざるをえない。秀吉は自身の立てる花を詠まれるべく身構えているのであり、幽齋もそれに応えるべく身構えている。当初から花と連歌との響き合いが意図されている、そのことを知らねばならない。

## 七夕花合

花と連歌との交流、それは遅くとも室町前期には明確に意識された催しとなっていた。この手の記事の豊富な『看聞日記』を、ここでも引くことになるが、応永二十六年七月七日の条。既に恒例となっていた七夕法楽に、客殿には屏風が立てられ唐絵四五幅が掛けられた。そこへ花十二瓶が並べられた。貞成の用意したものが三

瓶、残りは田向経良以下、常の面々が各一瓶ずつ進上したものの。随分と壮観であつたらう。

日記によれば、翌八日は小雨がそいだようであつたが、花座敷は前日のままに残されていたという。それとというのも、花賞翫のために連歌を催す計画だったからである（花座敷如昨日、有連歌、為花賞翫令張行）。残念ながら、この折の連歌懐紙は存在せず、日記にも発句は記されていない。ただし、応永三十年の七月八日にも、やはり「花座敷、昨日の如」くして月例の連歌が行われており、その際には「七夕後朝之心」を詠んだ「夜やおしき袖続今朝の乏嬪」との発句を書き留めている。この時も「花賞翫」を目的としてはいたと思われるのだが、花そのものを詠む句とはなっていない。

貞成の発句は、読みやすく直せば「夜やをしき袖つぐ今朝のともし妻」となる。

まず「乏嬪」だが、『万葉集』の二〇〇二番歌の万葉仮名をふまえた表記。逢うことの乏しい、稀にしか逢えない妻。順徳院『八雲御抄』巻三に「七夕名、ともしづま」とあり、七夕姫（織女）を指す用語として定着していた。「袖続ぐ」は、これも用例の少ない表現だが、やはり『万葉集』一五四五番をふまえる。いずれも『夫木和歌抄』の訓読をもって掲げ、当該句の万葉仮名も括弧で示すこととする。

八ちほこの神の御代よりともしづま（乏孃）人しりにけりつげておもへば

七夕の袖つぐ夜はの（袖続三更之）あかつきはかせのたづはなかずともよし

これも『八雲御抄』に、「そでつぐよるのあかつきといへるは、二星のあふよし也、袖続とかけり」とあり、二条良基『万葉詞』によれば、「袖ツグハ重ル也」とする。いずれも袖を重ねる逢瀬の夜を表すことばとする。なお貞成には「七夕夜」題での、

月の入空をながめて七夕の袖続程をおもひこそやれ

（『沙玉和歌集』）

との歌もあり、万葉集学習により七夕から連想されやすいた表現であつたようだ。

既に大井シノブ氏は、この時期の連歌と花とは「関聯があるがそれには特別な意味はないよう」だとされ、「連歌の一座を催すから七夕の花会の花をどのように変えたとかいうことはな」く、様々な「遊藝をして楽しんで」のだと述べておられた（「連歌と花會」『はな』第十六巻第八号、一九五〇年。以下、特に記載しない限り大井氏の説は本論による）。つまり、連歌もそうした遊藝の一つを超えるものではなく、飾られた花にあわせて発句で応じることが、基本的にはなかつたのだろう。大井氏は、七夕花会、七夕花合に際しての花の種類についても考

察をめぐらせている（「中世における立花成立の基盤」特に七夕花合について）『日本女子大学紀要 文学部』第十一号、一九六二年）が、応仁の乱後の種々の記録で、七夕に仙翁花贈答の記事が頻出することから、応永年間に溯つても七夕の花は仙翁花が中心だつたであろうと推測している。

七夕法楽の花会は、村井康彦『花と茶の世界 伝統文化史論』（三一書房、一九九〇年）も説くように、立花の歴史において重要な転機にあたる。ただ、七夕という特定の機会に限られた会においては、確かに、花の種類もおのずと限定されていただろう。飾られた花に響き合うように発句を詠もうとしても、マンネリズムは免れがたいものがあつたはずだ。

再び『看聞日記』に戻るが、応永二十七年には仙洞御所での七夕花合についての伝聞が記されている（七月八日条）。同所では七十七瓶の花が並べられたようで、続いて管弦の楽があり、ここでも連歌が張行されたという。日記には、後小松院、石橋、四条聖の発句が記録されている。

松ならぬ梶にもそふか手向草（後小松院）

さほ鹿の星の逢夜やともし妻（石橋）

梶の葉に又七種の花もがな（四条聖）

後小松院の歌は一見わかりにくい、「手向草（たむ

けぐさ)が松の異名であるという、当時の連歌世界における知識を前提としていよう(続群書類従本『梵灯庵袖下集』)。故に、手向草とは松に添えられる異名だが、七夕の手向としての梶もその名を添えるに相応しかろうか、と捻った一句と見る。小林善帆氏は、ここでは梶が松の代わりに立てられたと読んでいる(「たて花と連歌」『文学隔月刊』第十二巻第四号)が、瓶に松が立てられていても句の解釈の上からは支障はないように思う。

正徹『草根集』巻二の永享二年(一四三〇)詠草の詞書の中に、「七夕には、梶の葉の七首たむけ侍れど、書とむるにをよばず」(冷泉家時雨亭叢書『草根集』)と見えるように、七夕には梶の葉に歌などを書いて、それをまさに「手向」としていたのであるから、小林氏の説くとおりに、梶が立てられていてもおかしくはない。十六世紀に入つてからの伝書ではあるが、『池坊専応口伝』にも七夕に用いるものとして、桔梗、仙翁花とともに梶木を挙げている。

二句目は「珍敷面白敷」とされる褒美の発句。「とし妻」は貞成の発句においてもふれたが、ここは「照射」のともしに掛けてあるところが工夫であり、七夕の星逢の夜は空では「乏し妻」の逢瀬だが、地上では鹿が篝の火(ともし)により狙われている、という状況。上覚『和歌色葉』下巻に、「ともしとは照射と書けり…

二三尺ばかり長き串に火をともしして、鹿のめをあはするをねらひひるをいふ也」とある通り。

三句目も特に難しいところはなさそうदैて、解りにくい句。「梶の葉」は先にふれたごとく、七夕には付きものの題材。だが、一句の仕立ては「梶の葉」だけでなく「七種の花も」あればと願望の趣。花合に続けての会で詠まれたはずが、その場の状況にそぐわない句のように見える。あるいは、大井氏の説くとおりに七夕の花が仙翁花中心で、バリエーションに乏しいものであったとするならば、彩りよく「七種の花」が欲しいということか。実は『梵灯庵袖下集』によれば、「秋の七種は槿、萩、尾花、撫子、女郎花、葛葉、以上是也、七夕に七の草つみて七日に手向也」との理解もあり、所謂「秋の七草」は七夕への手向けともされる。ただし、このような歌学的知識が、生活の中の実態にどこまで添うものか、必ずしも明かでない。大井氏の調査は貴族社会での状況を明かにしたもののだが、ここでは七草を飾る習慣は認めがたいようだ。とすれば、これも座にないものを願うということと矛盾はない。いずれも七夕に相応しい題材による句の仕立てではあるが、たしかに会席を彩る花との照応を認められる句は一つとして見あたらないこととなる。

なお『満濟准后日記』や『薩戒記』など周辺史料を

見ても、仙洞での七夕花合は応永年間には恒例行事となつてゐることは確かめられるが、これに常に連歌が付属していたかははっきりせず、花と連歌との関係の接近にはやはり未だ過渡期にあるとせざるをえない。

### 連歌会の花

十五世紀の終わり頃を、花が宗教的なものから離脱していく転機であると、大井氏は指摘する。七夕花合は確かに遊興的雰囲気の濃厚な催しではあつたが、未だ七夕法楽という宗教性に拘束されていたと見るからである。そして、「宗教的なものから離れ」るや、「連歌の会それ自身のために花が立てられるようにな」ることを、久守記『山科家礼記』長享三年から明応元年を根拠に指摘する。いくつか具体的に記録を見ておこう。

長享三年（一四八九）六月廿四日の条。

一、禁裏花参、明日御会、花黒戸也、心松、下草色々、…

実はこの翌日にも、大沢久守は禁裏へ花を立て直しに出かけているのだが、「明日」の「御会」に言及しつつ禁裏の花について記しているのは、ここが初めてである。記事を表面的に見る限りでは、花と御会との関係を「御会のため」というように結び合わせて理解してよいのか、躊躇をいだかせるかもしれないが、すぐ

後に再び花の話題に戻つてゐることや、これ以降の記録の例からも、「御会のため」に「花」を進上したことを述べているものとして誤りない。

ところが、翌日も花を直ちに禁裏へ出かけた久守は、その日の記録に「夏夜待風」と題した歌を掲げており、久守記を見る限りでは、「御会」とは和歌会であつたかのように見える。しかし、『御湯殿の上の日記』によれば、この日は「みやうかう御わかん二百あり」とされ、「名号御和漢二百韻」があつたものと判断される。

「名号」は、おそらく天神名号（たとえば「なむてむまむだいじさいてむじむ」）であろう。これが「名号連歌」であれば、「なむ」以下の各音を頭に据えた句を連ねていくところだが、これを和漢聯句で行つたとすると、どのような続けていったのだろうか。発句は「な」で始まる句を詠むのはわかるが、次の漢句は「無」で始まる入韻句としたのであろうか。実際の例を知らない。

ともあれ、和漢聯句の御会に向けた準備として、久守は禁裏で花を立てていたらしい。このあたりの事情を確認するため、もう一つ同年八月廿四日（この年八月二十一日に改元し延徳）の記事を見ておこう。

一、今夕禁裏花参候也、黒戸花、御学文所二瓶候也、明日御会之御用也

ここでははっきりと、「明日の御会の御用」と記して

いる。これも『御湯殿の上の日記』で確かめてみると、「御連哥いつものごとし」とあり、やはり連歌会のための設えであつたことが知られる。しかも、「いつものごとし」とあるように、これは定例（月例）の会であり、いわゆる月次の連歌会であつた。前後の月々の二十五日条を見ても、確認できることである。大井氏の指摘のとおり、この時期に宮中連歌会のために意識して花が立てられるようになっていたことはまちがいない。

ただし、その後、小林善帆「禁裏連歌空間とたて花」（中前正志編『東山中世文学論纂』二〇一四年）が、詳細な一覧表として示しているように、久守による花御用の出仕は、文明十八年（一四八六）には溯ることは、ひとこと補つておくべきであろう。三月二十四日条に「禁裏立花御用予被召候也」とあり、その翌日には確かに、「御れんが、いつものごとし」（『御湯殿の上の日記』）と記録されている。

もちろん、宗教的供花からの離脱は既にこれ以前から着実に表面化しつつあり、『看聞日記』応永二十六年（二四一九）七月八日条に、前日の七夕の「花座敷」を流用し「花賞翫」のための臨時連歌会が行われたことを、花と連歌との関係から注目すべきものとして指摘する見解もある（小林善帆「たて花と連歌」）。また、厳密にいうならば、長享・延徳の時期に至つても、宗教的側面

が完全に払拭されているとは、おそらく言えないだろう。『山科家礼記』のように、「御会之御用」と記す場合も、毎月二十五日の月次連歌会に向けてのことであり、おそらくこの頃には本尊に天神像か天神名号を掛けて行うことが常態化していたと推測される（二十五日が月次の会に選ばれているのも、天神の月命日からと思われる）。それであれば、花は本尊への供花でもあつたはずなのだから。

天文十一年奥書の『池坊専応口伝』（続群書類従）に、

一、祈禱、神前の花には、枝葉の栄たる直なる真を用べし。真につゞきてたてたる枝を影向の枝と心得、連歌などの花にも、名号、或は神体をかけたる右のかたに、花を用べし。心づかひは祝儀いづれも同前たるべし。

とあるように、「名号」「神体」に言及するのも、その意識のあらわれと見てよい。

宗教的なものからの離脱の転機をどこにおくにせよ、花と連歌は室町後期に向けて、着実に接近していくことになる。花の伝書が、わざわざ「連歌などの花」に言い及ぶ一方、連歌の伝書でも、

一、座之様可レ執とは、花をたて、香を炷、奇麗にせよとの事

（『五十七ヶ条』、『連歌論集四』三弥井書店）

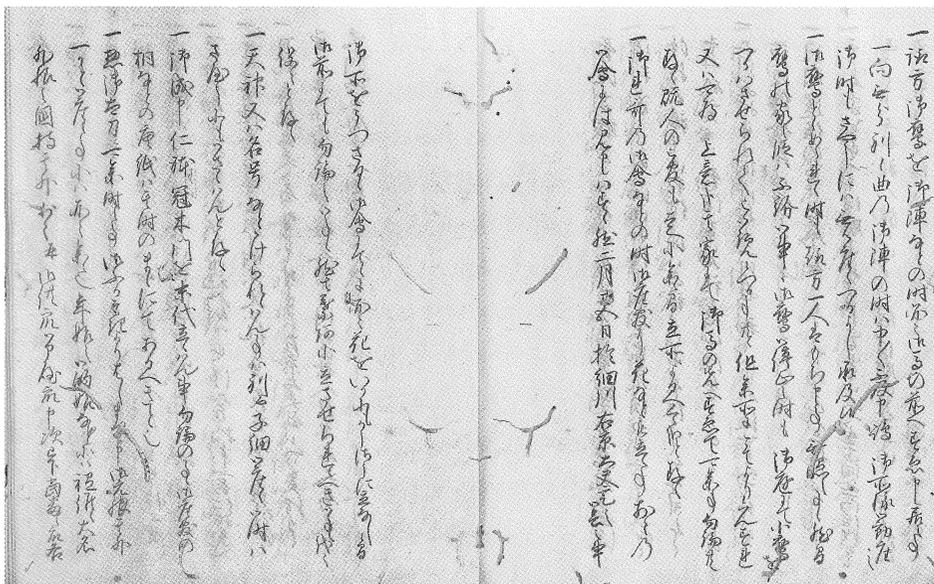
と、会席設置の心得として、「花をたて」るよう注意を促すところにも、時代の趨勢をうかがいうる。それは、かつて述べたように（拙稿「よりあう」『文彩』第五号）、会席空間としての座敷に茶の湯や聞香が収束してゆくのと軌を一にするものであった。

ところで、『看聞日記』の記録するおおよそ一四二〇年から五〇年と、連歌の会のために花が立てられるようになった徴証の確認できる文明十八年（一四八六）との間には、中世社会を大きく揺るがす応仁の大乱があった（一四六七）。まことに興味深いことに、この大乱を境に室町殿の連歌会においても、以前にはなかったこととして、会席に花が立てられるようになったことを特記する資料がある。『殿中規式』である。一般に書陵部蔵本が知られるのみだが、ここでは架蔵本により当該部分写真とあわせて引いておく。

一 御連哥の御会などの時、御座敷に花など被立候事、前々の御会には見申候はず候。然二月廿五日於細川右京大夫宅之御会之事、御所をうつさるゝ御会にて候に、亦々花をいかにもかうさうに立なし候間、御前にても勿論之御事候。然者葉阿に立させられ候べき御事候。代々役々と存候。

資料として用いる場合には、その前提としてその性

格や背景などを押さえておく必要があるのだけれども、右の記事については、年代や背景について十分な調査



殿中規式

が及んでいない。ただし、一つ書きで記される同書の各条目には、「応仁乱後以来」とか「応仁以前までは」という言い回しが散見し、全体に応仁の乱後の武家有職の変化を記したものと見てよさそうである。そして武家の連歌会をめぐるその記述は、応仁の乱をはさむ禁中連歌会の動向と、うまく呼応しているのも事実である。

なお、文中の「かうさう」には、「好相<sup>カウサウ</sup>」もしくは「好粧」（いずれも『天正十八年本節用集』東洋文庫叢刊）を充てるのがよく、『和漢通用集』（古辞書大系、勉誠社）の「かたちのよき也」（「好相」註）の意でよい。ここでも「二月廿五日」とあることから、天神法楽の連歌であった可能性は高いが、「前々の御会には」見かけなかったと記していることや、「いかにも好相に」と評していることからすれば、やはり会席の彩りとしての役割が大きくなっている様が窺われる。

これを応仁の乱が文化史に及ぼした影響といつてよいのかどうか、そこにはなお立ち入った分析が必要ではあるうが、現象面だけを見るならば、連歌と花との関係は、応仁の乱を転機として密接なものとなつていったことは確かなようである。（以下続稿）